契　　約　　書　（案）

物品の売買について、買受人群馬県管理総合事務所を甲とし、売渡人＿＿＿＿＿＿＿＿を乙として、次の条項により契約を締結する。

（契約の対象となる物品名等）
第１条　契約する事項名、物品名、契約金額、履行期限及び納入場所等は、次のとおりとする。
①　事項名　　坂東発電事務所事務室リノベーション什器購入
②　物品名・数量　仕様書のとおり
③　品質・規格　　仕様書のとおり
④　契約金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円
（うち消費税及び地方消費税の額　金＿＿＿＿＿円）
⑤　履行期限　　令和９年２月１２日
⑥　納入場所　　坂東発電事務所執務室（群馬県前橋市田口町１２７１－1）

（納入通知及び検査）
第２条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書によりその旨を通知しなければならない。
２　甲は前項の通知を受けたときは、その日から１０日以内に検査を行い、検査に合格した物品についてその引渡しを受けるものとする。

（契約金額の支払）
第３条　甲は、全ての物品の引渡しを受けた後、乙から提出された適法な請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。

（延期の特約）
第４条　乙は、天災その他、その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

（契約変更）
第５条　甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。
２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

（遅延利息）
第６条 乙の責めに帰する理由により、第１条の履行期限までに現品を納入しない場合は、乙は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。
２　前項の遅延利息の額は、履行期限の到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（契約の解除）
第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。
(1)　契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
(2)　契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
(3)　契約の履行について不正の行為があったとき。
(4)　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
(5)　本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
(6)　その他この契約書の条項に違反したとき。
２　甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第１号又は第２号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の１０分の１に相当する額の支払いを求めることができる。
３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）
第８条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1)　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第８５条第１号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2)　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の１０分の２に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３　乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

４　前条第３項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第９条　乙が、第７条第２項並びに前条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第１０条　甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。

２　甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。　ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務）

第１１条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（疑義等の決定）

第１２条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県企業局財務規程（昭和３９年群馬県企業管理規程第５号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所　　群馬県前橋市大渡町１－１０－７

　　氏　名　　群馬県
　　契約担当者　管理総合事務所長　森　隆一

乙　住　所

　　氏　名　　印